

恩納村 観光危機管理計画
職員初動マニュアル

恩納村 商工観光課
平成 30 年 3 月

目次

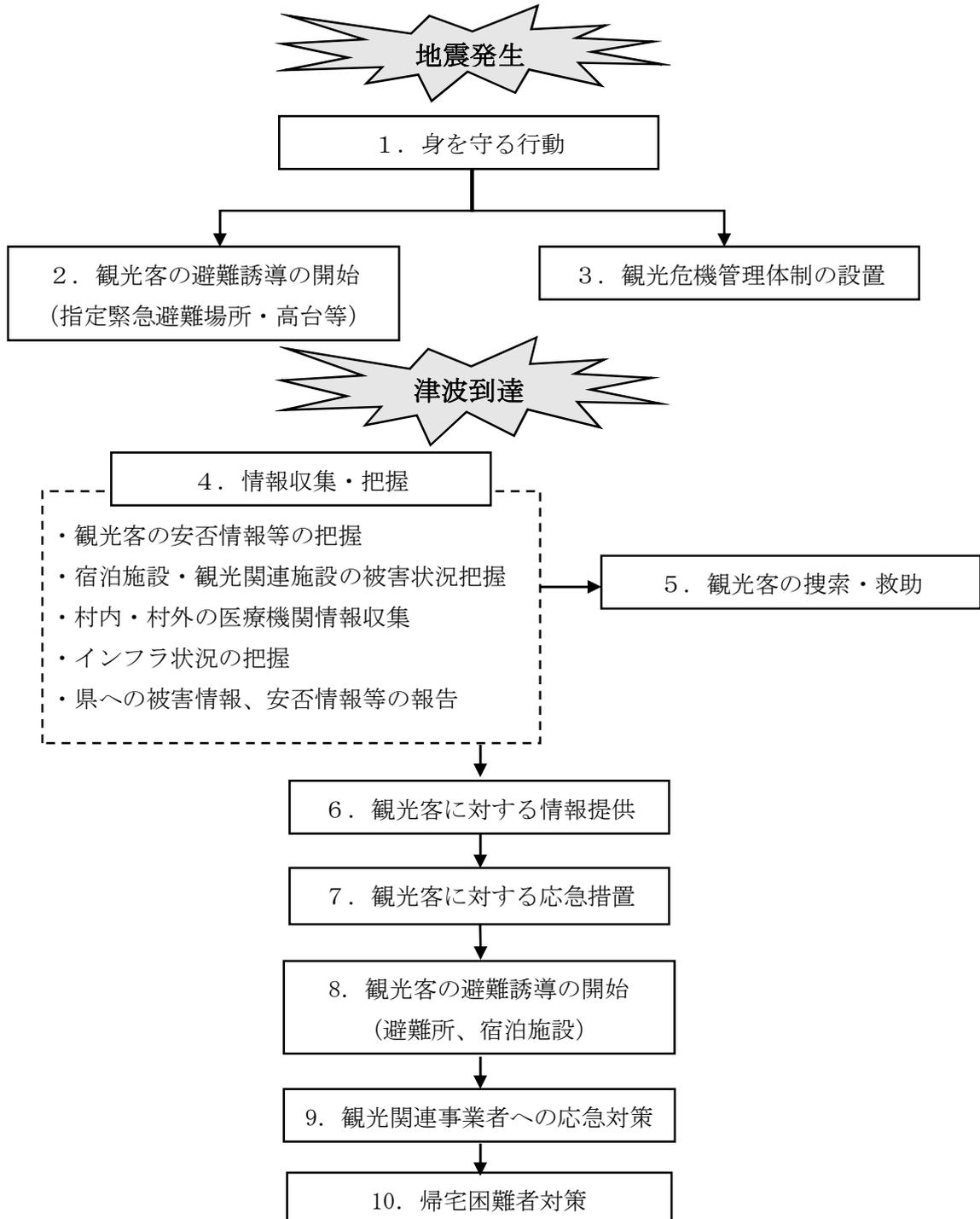
1.	地震・津波への対応	1
1-1	地震・津波発生時の行動フロー	1
1-2	地震・津波発生時の職員初動マニュアル（案）	2
2.	台風への対応	7
2-1	台風発生時の行動フロー	7
2-2	台風発生時の職員初動マニュアル（案）	8
3.	土砂災害への対応	11
3-1	土砂災害発生時の行動フロー	11
3-2	土砂災害発生時の職員初動マニュアル（案）	12
4.	爆発事故・不発弾への対応	15
4-1	爆発事故・不発弾対応の行動フロー	15
4-2	爆発事故・不発弾対応の職員初動マニュアル（案）	16
5.	資料編	19
5-1	関係機関連絡先	19
5-2	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	27
5-3	観光危機管理様式	28

1. 地震・津波への対応

ここでは立っていることが困難で、耐震性の低い建物が倒壊する可能性がある震度6弱以上の地震が発生した際の対応方法を示す。また、地震による津波が発生した場合の対応方法についても併せて示す。

1-1 地震・津波発生時の行動フロー

地震・津波が発生した際の職員の行動の手順を以下に示す。



1-2 地震・津波発生時の職員初動マニュアル（案）

恩納村観光危機管理計画を基にした地震・津波発生時の職員初動マニュアル（案）を以下に示す。

（1）発災～30分経過

主な行動内容	チェック
1. 身を守る行動	
① 自身の安全確保 ・窓ガラスから離れたところに避難する	<input type="checkbox"/>
② 課員の安全確認 ・庁舎外にいる課員の安全確認 ・電話（不通時はメール）を使用する	<input type="checkbox"/>
③ 家族の安全確認 ・家族の安全が確認でき次第、以下の行動を実施する	<input type="checkbox"/>
2. 観光客の避難誘導の開始（指定緊急避難場所・高台）	
① 津波注意報・津波警報・大津波警報を受け、避難勧告・避難指示が発令された場合には直ちに観光客に対して防災行政無線等を活用して避難誘導、注意喚起等を行う ・津波注意報の発表 → ビーチ付近、沿岸部にいる観光客を直ちに海岸から離れさせる ・津波警報、大津波警報の発表 → ビーチ付近、沿岸部にいる観光客を直ちに海岸から離れさせ、高台への避難誘導を行う ※津波注意報・警報の発表基準は表1参照	<input type="checkbox"/>
② 外国人観光客に対して防災行政無線での多言語放送での避難誘導を行う	<input type="checkbox"/>
③ 庁舎外にいる課員の避難誘導	<input type="checkbox"/>
③ 地震・津波情報の収集 ・気象庁ホームページ、テレビ、ラジオから情報を収集する	<input type="checkbox"/>
④ 観光施設、観光客の状況把握 ・修学旅行生の人数、宿泊先等の情報（恩納村観光協会から収集） ・宿泊施設の状況、宿泊者数等の情報（各宿泊施設から収集） ・おんなの駅にいる観光客数、施設の状況（おんなの駅から収集） ・村営ビーチにいる観光客数（指定管理団体から収集） ・ヨウ島に観光客がいるか確認（ムーンビーチ等から収集）	<input type="checkbox"/>
⑤ 道路状況等の確認 ・国道58号、恩納バイパス等が通行可能か確認	<input type="checkbox"/>

2. 観光客の避難誘導の開始（指定緊急避難場所・高台）	
⑥ 各観光施設に避難指示が出た旨を連絡し、避難を促す ・恩納村観光協会と協力し、電話、防災行政無線を使用して避難を促す	□
3. 観光危機管理体制の設置	
① 恩納村観光協会、恩納村商工会、ホテル事業者等に連絡を入れ、観光危機管理体制の設置を行う ・震度4以上の地震の発生または津波注意報の発令→ 観光危機管理準備体制の設置 ・震度5弱の地震の発生または津波警報の発令 → 観光危機管理警戒体制の設置 ・震度5強以上の津波の発生 → 観光危機管理対策本部の設置	□
② 恩納村災害対策本部、県観光危機管理体制に恩納村観光危機管理体制の設置を報告	□
③ 観光危機管理体制の設置を周知 ・恩納村ウェブサイトに恩納村観光危機管理体制の設置に関する情報を掲示 ・報道機関を通じて恩納村観光危機管理体制の設置を報告	□
4. 情報収集・把握（以降、継続的に実施する）	
① テレビ、ラジオ、インターネット、気象庁ホームページ等で地震・津波の情報を収集する。	□
② 安否情報の把握 ・避難した観光客数等の情報の把握（恩納村観光危機管理計画 様式-1を使用） ・電話、ファックス、メールを使用する ・孤立し、避難が困難な観光客数の把握（救助要請の際に自衛隊、消防に提供）	□
③ 村内観光関連施設の営業情報、被災状況等の情報収集 ・商工観光課、恩納村観光協会、恩納村商工会と協力し、各観光関連施設、宿泊施設から営業情報、被災状況等を収集する ・電話、ファックス、メールを使用する	□
④ インフラ状況（国道58号、恩納バイパス、電気、ガス、水道等）の把握 ・テレビ、ラジオ、インターネット、国道事務所、ガス会社、電力会社、沖縄県企業局から把握する	□
⑤ 村内・村外の医療機関の被災状況等の情報収集 ・外国人対応が可能な医療機関の被災状況、受入可能かを把握する ・電話、ファックス、メール等を使用する	□
⑥ 観光危機管理体制内で情報を集約し、恩納村災害対策本部に報告する	□
⑦ 県観光危機管理体制への被害情報、観光客の安否情報等の報告（沖縄県国民保護計画 様式1号、様式2号） ・電話、ファックス、メールを使用する	□

5. 観光客の捜索・救助	
① 行方不明観光客の捜索 ・自衛隊（県へ依頼） ・消防へ依頼	<input type="checkbox"/>
② 孤立している観光客の救助 ・自衛隊（県へ依頼） ・消防へ依頼	<input type="checkbox"/>

(2) 3時間経過

主な行動内容	チェック
6. 観光客に対する情報提供（以降、継続的に実施）	
① 那覇空港の運航状況、公共交通機関等の情報を宿泊施設、避難所にいる観光客に提供（以降、継続的に実施する）	<input type="checkbox"/>
7. 被災した観光客に対する応急措置	
① 村内・村外の医療機関への観光客受入れ要請	<input type="checkbox"/>
② 外国語対応可能な医療機関への外国人観光客の受入れ要請	<input type="checkbox"/>
③ 外国人観光客への対応に必要な外国語通訳ボランティアへの協力要請	<input type="checkbox"/>
④ 避難した観光客への備蓄の提供	<input type="checkbox"/>
→ 事業者への食料品、生活必需品提供依頼	<input type="checkbox"/>
→ ビーチから避難してきた観光客への衣服、タオル等の提供	<input type="checkbox"/>
→ アレルギー、ハラル対応の備蓄または炊き出しの提供	<input type="checkbox"/>
⑤ 観光客の遺体を一時保管場所に移送 ・自衛隊（県へ依頼） ・消防、警察	<input type="checkbox"/>

(3) 24時間経過

主な行動内容	チェック
8. 観光客の避難誘導の開始（避難所）	
① 指定緊急避難所や高台等の屋外にいる観光客を避難所や宿泊施設へ誘導する ・避難所または避難先の宿泊施設で観光客情報を（様式-1）に取りまとめる	<input type="checkbox"/>
② 指定緊急避難所、高台等にいる観光客を避難所や宿泊施設まで輸送する ・村内、村外のバス、タクシー会社へ観光客の輸送を依頼する	<input type="checkbox"/>

(4) 3日後以降

主な行動内容	チェック
<p>9. 観光関連事業者への応急対策</p>	
<p>① 観光関連事業者に対する融資・斡旋の周知・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業金融公庫資金 ・ 中小企業信用保険公庫資金 ・ 商工組合中央金庫資金 ・ 環境衛生金融公庫資金 ・ 国民金融公庫資金 等 	<input type="checkbox"/>
<p>② 滞在観光客向け催事等の企画</p> <p>→ 宿泊施設等と連携して滞在観光客向けの催事を企画する</p>	<input type="checkbox"/>
<p>③ 風評対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報道、ウェブサイト、SNS 等で流れる恩納村観光に影響を与える恐れのある情報を確認した場合、恩納村ホームページ等に正確な情報を掲載、報道機関への情報提供を行う 	<input type="checkbox"/>
<p>10. 帰宅困難者対応</p>	
<p>① 県と帰宅支援対策について調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰り先毎に概ねの日程、時間を調整する 	
<p>② 県が策定した帰宅支援対策の告知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所、宿泊施設にいる観光客に対し帰宅支援の概ねの予定を告知する 	<input type="checkbox"/>
<p>③ 帰宅困難者 名簿作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 恩納村観光危機管理計画 様式-2-1 を参照に帰り先毎に名簿を作成する（県と共有する） 	<input type="checkbox"/>
<p>④ 県と帰宅支援に関する協議を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路及び交通の状況から村内の出発場所（集合場所）から空港（米軍基地）までの輸送方法を調整する ・ 車両の割付 ・ 出発時間の設定 	<input type="checkbox"/>
<p>⑤ 出発場所（集合場所）を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村内のバスが旋回、駐停車可能な広場等を出発場所（集合場所）にする 	<input type="checkbox"/>
<p>⑥ 指定避難所、宿泊施設から出発場所（集合場所）までの輸送手段について調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村内バス・タクシー会社に観光客の輸送を依頼 ・ 経路選定 ・ 車両の割付 ・ 出発時間の設定 	<input type="checkbox"/>

10. 帰宅困難者対応		
⑦ 具体的な帰宅支援対策の情報発信 ・外国人観光客にも分かるように多言語での情報発信を行う ・経路、出発場所、出発時間等の情報を避難所、宿泊施設に掲示する		<input type="checkbox"/>
⑧ 観光客の家族、関係者への情報提供（沖縄県国民保護計画様式を使用） ・関係者からの照会（沖縄県国民保護計画 様式第4号） ・関係者への回答（沖縄県国民保護計画 様式第5号）		<input type="checkbox"/>

○ 表1 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

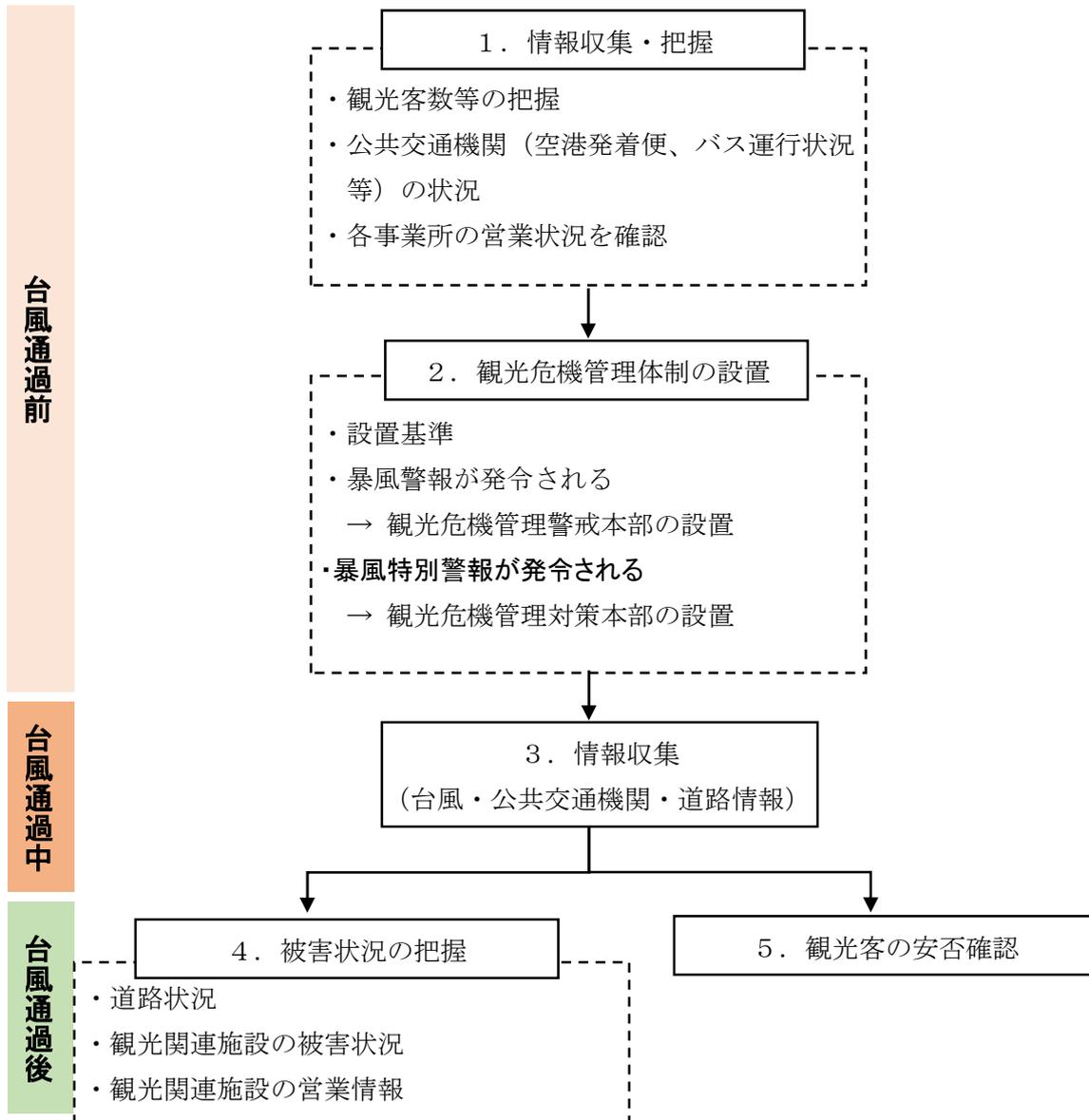
出典：気象庁「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」

2. 台風への対応

ここでは台風時の恩納村商工観光課の対応、行動フローを示す。

2-1 台風発生時の行動フロー

台風通過前から台風通過後の職員の行動の手順を以下に示す



2-2 台風発生時の職員初動マニュアル（案）

恩納村観光危機管理計画を基にした台風発生時の職員初動マニュアル（案）を以下に示す。

主な行動内容	チェック
1. 情報収集・把握（以降、継続的に実施する）	
① テレビ、ラジオ、インターネット、気象庁ホームページ等で地震・津波の情報を収集する。	<input type="checkbox"/>
② 安否情報の把握 ・避難した観光客数等の情報の把握（恩納村観光危機管理計画 様式-1 を使用） ・電話、ファックス、メールを使用する ・孤立し、避難が困難な観光客数の把握（救助要請の際に自衛隊、消防に提供）	<input type="checkbox"/>
③ 村内観光関連施設の営業情報、被災状況等の情報収集 ・商工観光課、恩納村観光協会、恩納村商工会と協力し、各観光関連施設、宿泊施設から営業情報、被災状況等を収集する ・電話、ファックス、メールを使用する	<input type="checkbox"/>
④ インフラ状況（国道 58 号、恩納バイパス、電気、ガス、水道等）の把握 ・テレビ、ラジオ、インターネット、国道事務所、ガス会社、電力会社、沖縄県企業局から把握する	<input type="checkbox"/>
⑤ 村内・村外の医療機関の被災状況等の情報収集 ・外国人対応が可能な医療機関の被災状況、受入可能かを把握する ・電話、ファックス、メール等を使用する	<input type="checkbox"/>
⑥ 観光危機管理体制内で情報を集約し、恩納村災害対策本部に報告する	<input type="checkbox"/>
⑦ 県観光危機管理体制への被害情報、観光客の安否情報等の報告（沖縄県国民保護計画 様式 1 号、様式 2 号） ・電話、ファックス、メールを使用する	<input type="checkbox"/>
2. 観光危機管理体制の設置	
① 恩納村観光協会、恩納村商工会、ホテル事業者等に連絡を入れ、観光危機管理体制の設置を行う ・設置基準（台風時） ・暴風警報が発令される → 観光危機管理警戒本部の設置 ・暴風特別警報が発令される → 観光危機管理対策本部の設置	<input type="checkbox"/>
② 恩納村災害対策本部、県観光危機管理体制に村観光危機管理体制の設置を報告	<input type="checkbox"/>
③ 観光危機管理体制の設置を周知 ・恩納村ウェブサイトにて恩納村観光危機管理体制の設置に関する情報を掲示 ・報道機関を通じて恩納村観光危機管理体制の設置を報告	<input type="checkbox"/>

3. 情報収集・把握（以降、継続的に実施する）	
① テレビ、ラジオ、インターネット、気象庁ホームページ等で地震・津波の情報を収集する。	<input type="checkbox"/>
② 安否情報の把握 ・避難した観光客数等の情報の把握（恩納村観光危機管理計画 様式－1 を使用） ・電話、ファックス、メールを使用する ・孤立し、避難が困難な観光客数の把握（救助要請の際に自衛隊、消防に提供）	<input type="checkbox"/>
③ 村内観光関連施設の営業情報、被災状況等の情報収集 ・商工観光課、恩納村観光協会、恩納村商工会と協力し、各観光関連施設、宿泊施設から営業情報、被災状況等を収集する ・電話、ファックス、メールを使用する	<input type="checkbox"/>
④ インフラ状況（国道 58 号、恩納バイパス、電気、ガス、水道等）の把握 ・テレビ、ラジオ、インターネット、国道事務所、ガス会社、電力会社、沖縄県企業局から把握する	<input type="checkbox"/>
⑤ 村内・村外の医療機関の被災状況等の情報収集 ・外国人対応が可能な医療機関の被災状況、受入可能かを把握する ・電話、ファックス、メール等を使用する	<input type="checkbox"/>
⑥ 観光危機管理体制内で情報を集約し、恩納村災害対策本部に報告する	<input type="checkbox"/>
⑦ 県観光危機管理体制への被害情報、観光客の安否情報等の報告（沖縄県国民保護計画 様式 1 号、様式 2 号） ・電話、ファックス、メールを使用する	<input type="checkbox"/>
4. 被害状況の把握	
① 村内観光関連施設の営業情報、被災状況等の情報収集 ・商工観光課、恩納村観光協会、恩納村商工会と協力し、各観光関連施設、宿泊施設から営業情報、被災状況等を収集する ・電話、ファックス、メールを使用する	<input type="checkbox"/>
② インフラ状況（国道 58 号、恩納バイパス、電気、ガス、水道等）の把握 ・テレビ、ラジオ、インターネット、国道事務所、ガス会社、電力会社、沖縄県企業局から把握する	<input type="checkbox"/>
③ 観光危機管理体制内で情報を集約し、恩納村災害対策本部に報告する	<input type="checkbox"/>
④ 県観光危機管理体制への被害情報、観光客の安否情報等の報告（沖縄県国民保護計画 様式 1 号、様式 2 号） ・電話、ファックス、メールを使用する	<input type="checkbox"/>

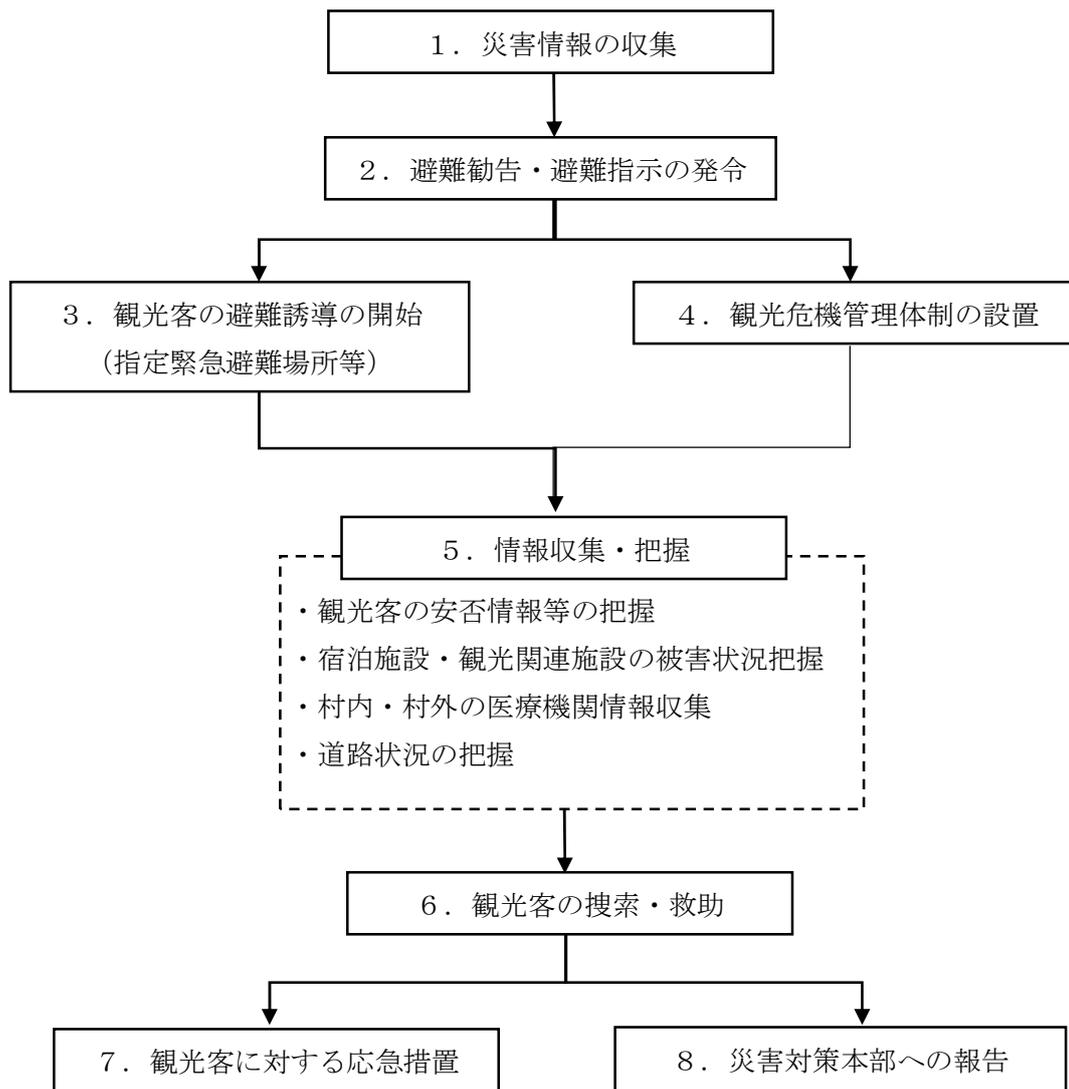
5. 観光客の避難誘導の開始（指定緊急避難場所・高台）	
① 直ちに観光客に対して防災行政無線等を活用して避難誘導、注意喚起等を行う <ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報の発表 <ul style="list-style-type: none"> → ビーチ付近、沿岸部にいる観光客を直ちに海岸から離れさせる ・津波警報、大津波警報の発表 <ul style="list-style-type: none"> → ビーチ付近、沿岸部にいる観光客を直ちに海岸から離れさせ、高台への避難誘導を行う ※津波注意報・警報の発表基準は表 1 参照	□
② 外国人観光客に対して防災行政無線での多言語放送での避難誘導を行う	□
③ 庁舎外にいる課員の避難誘導	□
③ 地震・津波情報の収集 <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁ホームページ、テレビ、ラジオから情報を収集する 	□
④ 観光施設、観光客の状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行生の人数、宿泊先等の情報（恩納村観光協会から収集） ・宿泊施設の状況、宿泊者数等の情報（各宿泊施設から収集） ・おんなの駅にいる観光客数、施設の状況（おんなの駅から収集） ・村営ビーチにいる観光客数（指定管理団体から収集） ・ヨウ島に観光客がいるか確認（ムーンビーチ等から収集） 	□
⑤ 道路状況等の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・国道 58 号、恩納バイパス等が通行可能か確認 	□
⑥ 各観光施設に避難指示が出た旨を連絡し、避難を促す <ul style="list-style-type: none"> ・恩納村観光協会と協力し、電話、防災行政無線を使用して避難を促す 	□
3. 安否確認	
② 安否情報の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・避難した観光客数等の情報の把握（恩納村観光危機管理計画 様式－1 を使用） ・電話、ファックス、メールを使用する ・孤立し、避難が困難な観光客数の把握（救助要請の際に自衛隊、消防に提供） 	□

3. 土砂災害への対応

ここでは土砂災害発生時の恩納村商工観光課の対応、行動フローを示す。

3-1 土砂災害発生時の行動フロー

土砂災害発生時の職員の行動の手順を以下に示す



3-2 土砂災害発生時の職員初動マニュアル（案）

主な行動内容	チェック
1. 情報収集・把握（以降、継続的に実施する）	
① テレビ、ラジオ、インターネット、気象庁ホームページ等で地震、台風、大雨等の情報を収集する	<input type="checkbox"/>
② 安否情報の把握 ・避難した観光客数等の情報の把握（恩納村観光危機管理計画 様式-1 を使用） ・電話、ファックス、メールを使用する ・孤立し、避難が困難な観光客数の把握（救助要請の際に自衛隊、消防に提供）	<input type="checkbox"/>
③ 村内観光関連施設の営業情報、被災状況等の情報収集 ・商工観光課、恩納村観光協会、恩納村商工会と協力し、各観光関連施設、宿泊施設から営業情報、被災状況等を収集する ・電話、ファックス、メールを使用する	<input type="checkbox"/>
④ インフラ状況（国道 58 号、恩納バイパス、電気、ガス、水道等）の把握 ・テレビ、ラジオ、インターネット、国道事務所、ガス会社、電力会社、沖縄県企業局から把握する	<input type="checkbox"/>
⑤ 村内・村外の医療機関の被災状況等の情報収集 ・外国人対応が可能な医療機関の被災状況、受入可能かを把握する ・電話、ファックス、メール等を使用する	<input type="checkbox"/>
⑥ 観光危機管理体制内で情報を集約し、恩納村災害対策本部に報告する	<input type="checkbox"/>
⑦ 県観光危機管理体制への被害情報、観光客の安否情報等の報告（沖縄県国民保護計画 様式 1 号、様式 2 号） ・電話、ファックス、メールを使用する	<input type="checkbox"/>
2. 避難勧告・避難指示の発令	
① 避難勧告・避難指示の発令を観光施設へ周知 ・電話、ファックス、メール等を使用し、避難勧告・避難指示が発令されたことを観光関連施設に伝える。	<input type="checkbox"/>
3. 観光客の避難誘導の開始（指定緊急避難場所）	
① 直ちに観光客に対して防災行政無線等を活用して避難誘導、注意喚起等を行う	<input type="checkbox"/>
② 外国人観光客に対して防災行政無線での多言語放送での避難誘導を行う	<input type="checkbox"/>
③ 庁舎外にいる課員の避難誘導	<input type="checkbox"/>
③ 地震・津波情報の収集 ・気象庁ホームページ、テレビ、ラジオから情報を収集する	<input type="checkbox"/>

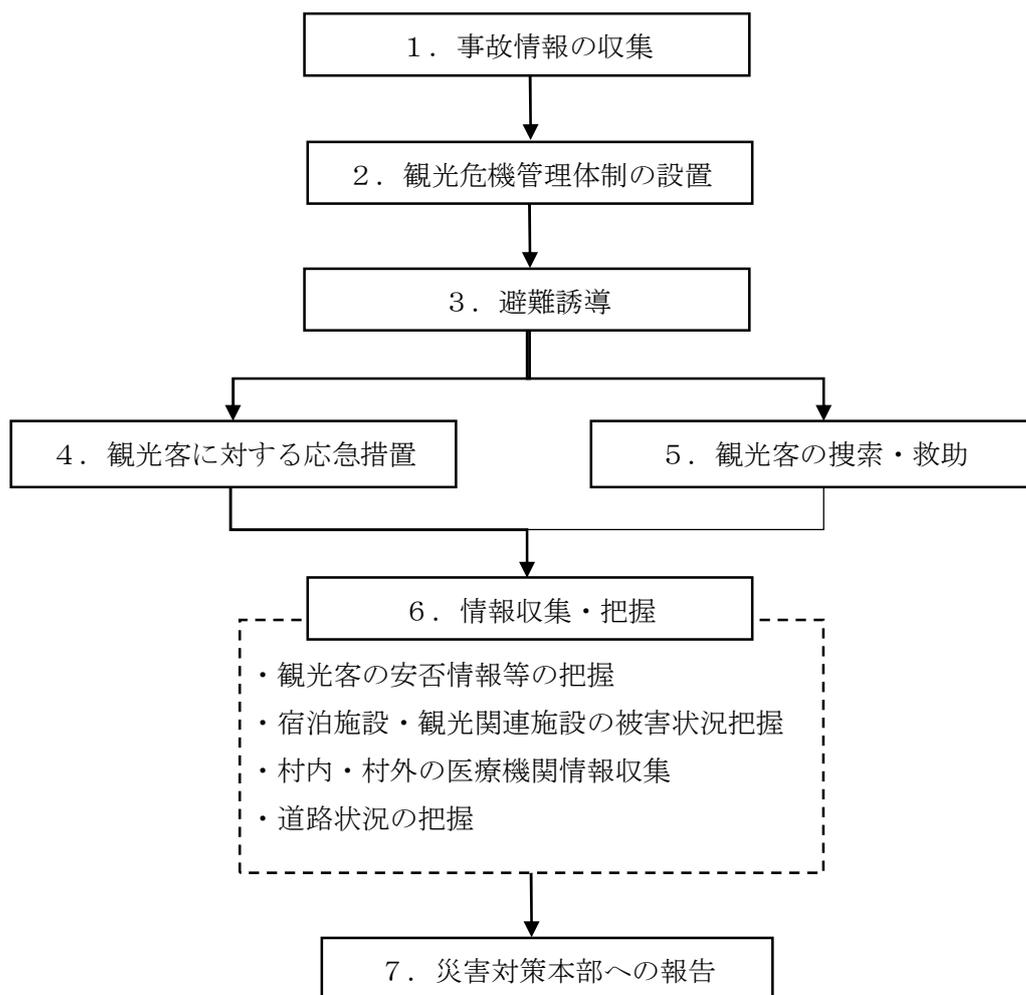
3. 観光客の避難誘導の開始（指定緊急避難場所）	
④ 観光施設、観光客の状況把握 ・ 修学旅行生の人数、宿泊先等の情報（恩納村観光協会から収集） ・ 宿泊施設の状況、宿泊者数等の情報（各宿泊施設から収集）	<input type="checkbox"/>
⑤ 道路状況等の確認 ・ 国道 58 号、恩納バイパス等が通行可能か確認	<input type="checkbox"/>
⑥ 各観光施設に避難指示が出た旨を連絡し、避難を促す ・ 恩納村観光協会と協力し、電話、防災行政無線を使用して避難を促す	<input type="checkbox"/>
4. 観光危機管理体制の設置	
① 恩納村観光協会、恩納村商工会、ホテル事業者等に連絡を入れ、観光危機管理体制の設置を行う ・ 土砂崩落により観光施設の一部が使用不能になる → 観光危機管理警戒本部 ・ 土砂の崩落により観光施設が使用不能になる → 観光危機管理対策本部	<input type="checkbox"/>
② 恩納村災害対策本部、県観光危機管理体制に恩納村観光危機管理体制の設置を報告	<input type="checkbox"/>
③ 観光危機管理体制の設置を周知 ・ 恩納村ウェブサイトにて恩納村観光危機管理体制の設置に関する情報を掲示 ・ 報道機関を通じて恩納村観光危機管理体制の設置を報告	<input type="checkbox"/>
5. 情報収集・把握（以降、継続的に実施する）	
① テレビ、ラジオ、インターネット、気象庁ホームページ等で地震・津波の情報を収集する。	<input type="checkbox"/>
② 安否情報の把握 ・ 避難した観光客数等の情報の把握（恩納村観光危機管理計画 様式－1 を使用） ・ 電話、ファックス、メールを使用する ・ 孤立し、避難が困難な観光客数の把握（救助要請の際に自衛隊、消防に提供）	<input type="checkbox"/>
③ 村内観光関連施設の営業情報、被災状況等の情報収集 ・ 商工観光課、恩納村観光協会、恩納村商工会と協力し、各観光関連施設、宿泊施設から営業情報、被災状況等を収集する ・ 電話、ファックス、メールを使用する	<input type="checkbox"/>
④ インフラ状況（国道 58 号、恩納バイパス、電気、ガス、水道等）の把握 ・ テレビ、ラジオ、インターネット、国道事務所、ガス会社、電力会社、沖縄県企業局から把握する	<input type="checkbox"/>
⑤ 村内・村外の医療機関の被災状況等の情報収集 ・ 外国人対応が可能な医療機関の被災状況、受入可能かを把握する ・ 電話、ファックス、メール等を使用する	<input type="checkbox"/>

5. 情報収集・把握（以降、継続的に実施する）	
⑥ 観光危機管理体制内で情報を集約し、恩納村災害対策本部に報告する	<input type="checkbox"/>
⑦ 県観光危機管理体制への被害情報、観光客の安否情報等の報告（沖縄県国民保護計画 様式1号、様式2号） ・電話、ファックス、メールを使用する	<input type="checkbox"/>
6. 観光客の捜索・救助	
① 行方不明観光客の捜索 ・自衛隊（県へ依頼） ・消防へ依頼	<input type="checkbox"/>
② 孤立している観光客の救助 ・自衛隊（県へ依頼） ・消防へ依頼	<input type="checkbox"/>
7. 被災した観光客に対する応急措置	
① 村内・村外の医療機関への観光客受入れ要請	<input type="checkbox"/>
② 外国語対応可能な医療機関への外国人観光客の受入れ要請	<input type="checkbox"/>
③ 外国人観光客への対応に必要な外国語通訳ボランティアへの協力要請	<input type="checkbox"/>
④ 避難した観光客への備蓄の提供	<input type="checkbox"/>
→ 事業者への食料品、生活必需品提供依頼	<input type="checkbox"/>
→ アレルギー、アレルギー対応の備蓄または炊き出しの提供	<input type="checkbox"/>
⑤ 観光客の遺体を一時保管場所に移送 ・自衛隊（県へ依頼） ・消防、警察	<input type="checkbox"/>
8. 災害対策本部への報告	
⑥ 観光危機管理体制内で情報を集約し、恩納村災害対策本部に報告する	<input type="checkbox"/>
⑦ 県観光危機管理体制への被害情報、観光客の安否情報等の報告（沖縄県国民保護計画 様式1号、様式2号） ・電話、ファックス、メールを使用する	<input type="checkbox"/>

4. 爆発事故・不発弾への対応

4-1 爆発事故・不発弾対応の行動フロー

爆発事故・不発弾発見時の職員の行動の手順を以下に示す



4-2 爆発事故・不発弾対応の職員初動マニュアル（案）

主な行動内容	チェック
1. 事故情報の情報収集・把握（以降、継続的に実施する）	
① テレビ、ラジオ、インターネットで情報を収集する	<input type="checkbox"/>
② 安否情報の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・避難した観光客数等の情報の把握（恩納村観光危機管理計画 様式-1 を使用） ・電話、ファックス、メールを使用する ・孤立し、避難が困難な観光客数の把握（救助要請の際に自衛隊、消防に提供） 	<input type="checkbox"/>
③ 村内観光関連施設の営業情報、被災状況等の情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・商工観光課、恩納村観光協会、恩納村商工会と協力し、爆発事故付近の各観光関連施設、宿泊施設から営業情報、被災状況等を収集する ・電話、ファックス、メールを使用する 	<input type="checkbox"/>
④ インフラ状況（国道 58 号、恩納バイパス、電気、ガス、水道等）の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ、インターネット、国道事務所、ガス会社、電力会社、沖縄県企業局から把握する 	<input type="checkbox"/>
⑤ 村内・村外の医療機関の被災状況等の情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人対応が可能な医療機関の被災状況、受入可能かを把握する ・電話、ファックス、メール等を使用する 	<input type="checkbox"/>
⑥ 観光危機管理体制内で情報を集約し、恩納村災害対策本部に報告する	<input type="checkbox"/>
⑦ 県観光危機管理体制への被害情報、観光客の安否情報等の報告（沖縄県国民保護計画 様式 1 号、様式 2 号） <ul style="list-style-type: none"> ・電話、ファックス、メールを使用する 	<input type="checkbox"/>
2. 観光危機管理体制の設置	
① 恩納村観光協会、恩納村商工会、ホテル事業者等に連絡を入れ、観光危機管理体制の設置を行う <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設やイベント会場で爆発事故が発生し、多数の観光客が被害を受ける → 観光危機管理警戒本部 ・観光施設やイベント会場で爆発事故が発生し、多数の観光客が被害を受けたことにより観光客が減少する恐れがある場合 → 観光危機管理対策本部 	<input type="checkbox"/>
② 恩納村災害対策本部、県観光危機管理体制に恩納村観光危機管理体制の設置を報告	<input type="checkbox"/>
③ 観光危機管理体制の設置を周知 <ul style="list-style-type: none"> ・恩納村ウェブサイトに恩納村観光危機管理体制の設置に関する情報を掲示 ・報道機関を通じて恩納村観光危機管理体制の設置を報告 	<input type="checkbox"/>

3. 観光客の避難誘導の開始（指定緊急避難場所）	
① 直ちに観光客に対して防災行政無線等を活用して避難誘導、注意喚起等を行う	<input type="checkbox"/>
② 外国人観光客に対して防災行政無線での多言語放送での避難誘導を行う	<input type="checkbox"/>
③ 庁舎外にいる課員の避難誘導	<input type="checkbox"/>
③ 地震・津波情報の収集 ・気象庁ホームページ、テレビ、ラジオから情報を収集する	<input type="checkbox"/>
④ 観光施設、観光客の状況把握 ・修学旅行生の人数、宿泊先等の情報（恩納村観光協会から収集） ・宿泊施設の状況、宿泊者数等の情報（各宿泊施設から収集）	<input type="checkbox"/>
⑤ 道路状況等の確認 ・国道 58 号、恩納バイパス等が通行可能か確認	<input type="checkbox"/>
⑥ 各観光施設に避難を促す ・恩納村観光協会と協力し、電話、防災行政無線を使用して避難を促す	<input type="checkbox"/>
4. 情報収集・把握（以降、継続的に実施する）	
① テレビ、ラジオ、インターネット、気象庁ホームページ等で地震・津波の情報を収集する。	<input type="checkbox"/>
② 安否情報の把握 ・避難した観光客数等の情報の把握（恩納村観光危機管理計画 様式－1 を使用） ・電話、ファックス、メールを使用する ・孤立し、避難が困難な観光客数の把握（救助要請の際に自衛隊、消防に提供）	<input type="checkbox"/>
③ 村内観光関連施設の営業情報、被災状況等の情報収集 ・商工観光課、恩納村観光協会、恩納村商工会と協力し、各観光関連施設、宿泊施設から営業情報、被災状況等を収集する ・電話、ファックス、メールを使用する	<input type="checkbox"/>
④ インフラ状況（国道 58 号、恩納バイパス、電気、ガス、水道等）の把握 ・テレビ、ラジオ、インターネット、国道事務所、ガス会社、電力会社、沖縄県企業局から把握する	<input type="checkbox"/>
⑤ 村内・村外の医療機関の被災状況等の情報収集 ・外国人対応が可能な医療機関の被災状況、受入可能かを把握する ・電話、ファックス、メール等を使用する	<input type="checkbox"/>
⑥ 観光危機管理体制内で情報を集約し、恩納村災害対策本部に報告する	<input type="checkbox"/>
⑦ 県観光危機管理体制への被害情報、観光客の安否情報等の報告（沖縄県国民保護計画 様式 1 号、様式 2 号） ・電話、ファックス、メールを使用する	<input type="checkbox"/>
5. 観光客の捜索・救助	
① 行方不明観光客の捜索 ・自衛隊（県へ依頼）	<input type="checkbox"/>

・消防へ依頼	
② 孤立している観光客の救助 ・自衛隊（県へ依頼） ・消防へ依頼	<input type="checkbox"/>
6. 被災した観光客に対する応急措置	
① 村内・村外の医療機関への観光客受入れ要請	<input type="checkbox"/>
② 外国語対応可能な医療機関への外国人観光客の受入れ要請	<input type="checkbox"/>
③ 外国人観光客への対応に必要な外国語通訳ボランティアへの協力要請	<input type="checkbox"/>
④ 避難した観光客への備蓄の提供	<input type="checkbox"/>
→ 事業者への食料品、生活必需品提供依頼	<input type="checkbox"/>
→ アレルギー、アレルギー対応の備蓄または炊き出しの提供	<input type="checkbox"/>
⑤ 観光客の遺体を一時保管場所に移送 ・自衛隊（県へ依頼） ・消防、警察	<input type="checkbox"/>
7. 災害対策本部への報告	
⑥ 観光危機管理体制内で情報を集約し、恩納村災害対策本部に報告する	<input type="checkbox"/>
⑦ 県観光危機管理体制への被害情報、観光客の安否情報等の報告（沖縄県国民保護計画 様式1号、様式2号） ・電話、ファックス、メールを使用する	<input type="checkbox"/>

5. 資料編

5-1 関係機関連絡先

(1) 指定地方行政機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
沖縄総合事務局	総務部総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同 庁舎2号館	098-866-0059
沖縄防衛局	地方調整課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 290-9	098-921-8212
第十一管区海上保安 本部	環境防災課	〒900-8530 那覇市港町2-11-1	098-867-0118
沖縄气象台	業務課	〒900-8517 那覇市樋川1-15-15	098-833-4283
沖縄総合通信事務所	総務課	〒900-8795 那覇市東町26-29 4F	098-865-2301
大阪航空局 那覇空港事務所	空港保安防災課	〒900-0143 那覇市安次嶺531-3	098-859-5110

(2) 自衛隊

機関名	防災担当	所在地	電話番号
陸上自衛隊第15旅 団	司令部第3部	〒901-0142 那覇市鏡水679	098-857-1155

(3) 沖縄県

機関名	防災担当	所在地	電話番号
知事公室	秘書課	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2	098-866-2080
文化観光スポーツ部	観光政策課		098-866-2763
北部合同庁舎	北部土木事務所	〒905-0015 名護市大南1-13-11	0980-53-1255

(4) 沖縄県警察

機関名	所在地	電話番号
名護警察署	〒905-0021 沖縄県名護市東江 5-21-9	0980-52-0110
石川警察署	〒904-1101 うるま市石川東山本町 1-1-1	098-964-4110
石川警察署 仲泊駐在所	〒904-0415 恩納村字仲泊 756	098-964-3265
石川警察署 恩納交番	〒904-0411 恩納村字恩納 2448	098-966-8121
石川警察署 名嘉真駐在所	〒904-0401 恩納村字名嘉真 178	098-967-8838
うるま警察署	〒904-2224 うるま市大田 100	098-973-0110

(5) 市町村

機関名	防災担当	所在地	電話番号
那覇市	市民防災室	〒900-0004 那覇市泉崎 1-1-1	098-861-1102
宜野湾市	市民防災室	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 1-1-1	098-892-3151
浦添市	防災危機管理室	〒901-2114 浦添市字安波茶 1-1-1	098-876-1190
名護市	〒905-0014 名護市 字港 1-1-1	〒904-0301 読谷村字座喜味 2901	0980-53-1213
糸満市	市民生活課	〒901-0361 糸満市字潮崎町 1-1	098-840-8245
沖縄市	総務課	〒904-0014 沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-7773
豊見城市	総務課	〒901-0292 豊見城市字翁長 854-1	098-850-0024
うるま市	総務課	〒904-2215 うるま市みどり町 1-1-1	098-973-0606

機関名	防災担当	所在地	電話番号
北中城村	総務課	〒901-2311 北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中城村	総務課	〒901-2406 中城村字当間 176	098-895-2131
沖縄市	総務課	〒904-0014 沖縄市仲宗根町 26- 1	098-939-7773
南城市	総務課	〒901-1206 南城市玉城字富里 143	098-948-7111
西原町	総務課	〒903-0220 西原町字与那城 140-1	098-945-5011
国頭村	総務課	〒905-1411 国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大宜味村	総務課	〒905-1305 大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東村	総務財政課	〒905-1292 東村字平良 804	0980-43-2201
今帰仁村	総務課	〒905-0401 今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本部町	総務課	〒905-0292 本部町字東 5	0980-47-2101
宜野座村	総務課	〒904-1302 宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金武町	総務課	〒904-1201 金武町字金武 1	098-968-2111
読谷村	総務課	〒904-0301 読谷村字座喜味 2901	098-982-9201
嘉手納町	総務課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111
北谷町	総務課	〒904-0105 北谷町字桑江 226	098-936-1234

機関名	防災担当	所在地	電話番号
西原町	総務課	〒903-0220 西原町字与那城 140-1	098-945-5011
与那原町	総務課	〒901-1302 与那原町字上与那原 16	098-945-2201
南風原町	総務課	〒901-1111 南風原町字兼城 686	098-889-4415
八重瀬町	総務課	〒901-0492 八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200

(6) 消防本部

消防本部名 (構成)	所在地	電話番号
金武地区消防衛生組合消防本部 (金武町、恩納村、宜野座村)	〒904-1201 金武町字金武 7745	098-968-2020
金武地区消防衛生組合 恩納村 分遣所	〒904-0411 恩納村字恩納 7604-9	098-966-8118
比謝川行政事務組合ニライ消防本部 (読谷村、嘉手納町、北谷町)	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914
名護市	〒905-0021 名護市字東江 5-2-29	0980-52-2121
うるま市	〒904-2224 うるま市字大田 44-1	098-973-4838
沖縄市	〒904-2153 沖縄市美里 5-29-1	098-929-1192

(7) 指定公共機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
N T T 西日本(株) 沖縄支店	設備部 災害対策室	〒901-2133 浦添市城間 4-35-2	098-871-2820
(株) N T T ドコモ九 州 沖縄支店	MMビジネス 営業担当部	〒900-0015 那覇市久茂地 1-12- 12	098-833-7615
K D D I 沖縄株式会社	総務部	〒900-0034 那覇市東町 4-1	098-865-3365

機関名	防災担当	所在地	電話番号
日本銀行 那覇支店	総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 1-2-1	098-869-0136
日本赤十字社 沖縄県支部	事業推進課	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F	098-835-1180
日本放送協会 沖縄放送局	企画総務	〒900-8535 那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
西日本高速道路(株) 九州支社沖縄管理事務所	工務課	〒901-2101 浦添市字西原 4-41-1	098-870-5952
沖縄電力(株)	総務部	〒901-2602 浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341

(7) 指定地方公共機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
(一社)沖縄県北部地区医師会	事務局	〒905-0009 名護市宇茂佐の森五丁目 2 番地 7 (北部会館 4 階)	0980-52-6733
(公社)沖縄県看護協会	事務局	〒901-1103 南風原町与那覇 460	098-888-3155
(一社)沖縄県バス協会	事務局	〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉球海運(株)	事務局	〒900-0036 那覇市西 1-24-11	098-868-8161
日本トランスオーシャン航空(株)	企画部	〒900-0027 那覇市山下町 3-24	098-857-2112
沖縄都市モノレール(株)		〒901-0143 那覇市字安次嶺 377-2	098-859-2630
(一社)沖縄県婦人連合会		〒902-0066 那覇市大道 172	098-884-5333
沖縄セルラー電話(株)		〒900-8540 那覇市松山 1-2-1	098-869-1001
(一社)沖縄県薬剤師会		〒901-1105 南風原町新川 218-10	098-963-8930

機関名	防災担当	所在地	電話番号
(社福) 沖縄県社会福祉協議会		〒903-8603 那覇市首里石嶺町 4-373-1	098-887-2000
(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー		〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2F	098-859-6123
(公社) 沖縄県トラック協会		〒900-0001 那覇市港町 2-5-23	098-863-0280

(8) テレビ・ラジオ局

機関名	所在地	電話番号
琉球放送	那覇市久茂地 2 丁目 3 番 1 号	098-867-2151
沖縄テレビ放送	那覇市久茂地 1 丁目 2 番 20 号	098-869-4418
琉球朝日放送	〒900-8510 那覇市久茂地 2-3-1	098-860-1199
ラジオ沖縄	〒900-8604 那覇市西町 1-4-8	098-869-2211
F M 沖縄	〒901-2525 浦添市小湾 40 番地	098-877-2361
F M うるま	〒904-1103 うるま市石川赤碕 2 丁目 20 番 1 号 うるま市 I T 事業支援センター 2 号館 F M スタジオ	098-965-6868
F M よみたん	〒904-0301 読谷村喜名 2346-11 読谷村地域振興センター	098-958-7860

(9) 村内交通機関

会社名	所在地	電話番号
沖縄中央観光	〒904-0412 恩納村字谷茶 158-2	098-966-1297
朝日観光	〒904-0415 恩納村字仲泊 1217-1	098-989-7845
沖東交通 万座営業所	〒904-0404 恩納村字瀬良垣 1730	098-966-2861

(9) 近隣市町村医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	外国語対応
北部保健所	名護市大中 2-13-1	0980-52-2714	保健所
中部保健所	沖縄市美原 1-6-28	098-938-9886	保健所
県立北部病院	名護市大中 2-12-3	0980-52-2719	災害拠点病院 DMAT 指定医療機関
県立中部病院	うるま市字宮里 281	098-973-4111	災害拠点病院 DMAT 指定医療機関 救命救急センター
中頭病院	沖縄市字登川 610	098-939-1300	災害拠点病院 DMAT 指定医療機関 ヘリポート
中部徳洲会病院	北中城村アワセ土 地区画整理事業内 2 街区 1	098-932-1110	災害拠点病院 DMAT 指定医療機関 ヘリポート 外国語対応 (英語 中国語 韓国語 タイ 語 ロシア語)
北部地区医師会病院	名護市字宇茂佐 1712-3	0980-54-1111	救急告示病院 外国語対応 (英語)
北部地区医師会附属病院	名護市字宇茂佐 1710-9	0980-54-0810	救急告示病院
きんクリニック	金武町金武 94 番地	098-968-2145	内科 小児科 皮膚科
おくまクリニック	金武町金武 4790 番 地の 1	098-968-5017	内科 小児科 外科 整形外科 リハビリテーショ ン科
いわした内科クリニック	うるま市安慶名 1 丁目 2 番 11 号	098-982-6666	内科 他 外国語対 応 (英語)
まつしまクリニック	読谷村瀬名波 894-2	098-958-6888	内科 消化器科 循環 器科 小児科 他 外 国語対応 (英語)
ライフケアクリニック 長浜	読谷村長浜 1530-1	098-982-9000	内科 他 外国語対 応 (英語)

(10) 金融機関

金融機関名	所在地	電話番号
沖縄振興開発金融公庫	本店 那覇市おもろまち 1-2-26 北部支店 名護市宮里 1-28-15	本店 098-941-1785 北部支店 0980-52-2338
商工組合中央金庫	那覇支店 那覇市久茂地 2-22-10	098-866-0196
沖縄県信用保証協会	那覇市前島 3-1-20	098-863-5300
沖縄銀行	本店 那覇市久茂地 3-10-1 恩納支店 恩納 2491-1	本店 098-867-2141 恩納支店 098-966-8438
琉球銀行	本店 那覇市久茂地 1-11-1 石川支店 うるま市石川 2-23-6	本店 098-866-1212 石川支店 098-965-1212
海邦銀行	本店 那覇市久茂地 2-9-12 石川支店うるま市石川白浜 1-3-10	本店 098-867-2318 石川支店 098-964-2030

5-2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(1) 指定緊急避難場所

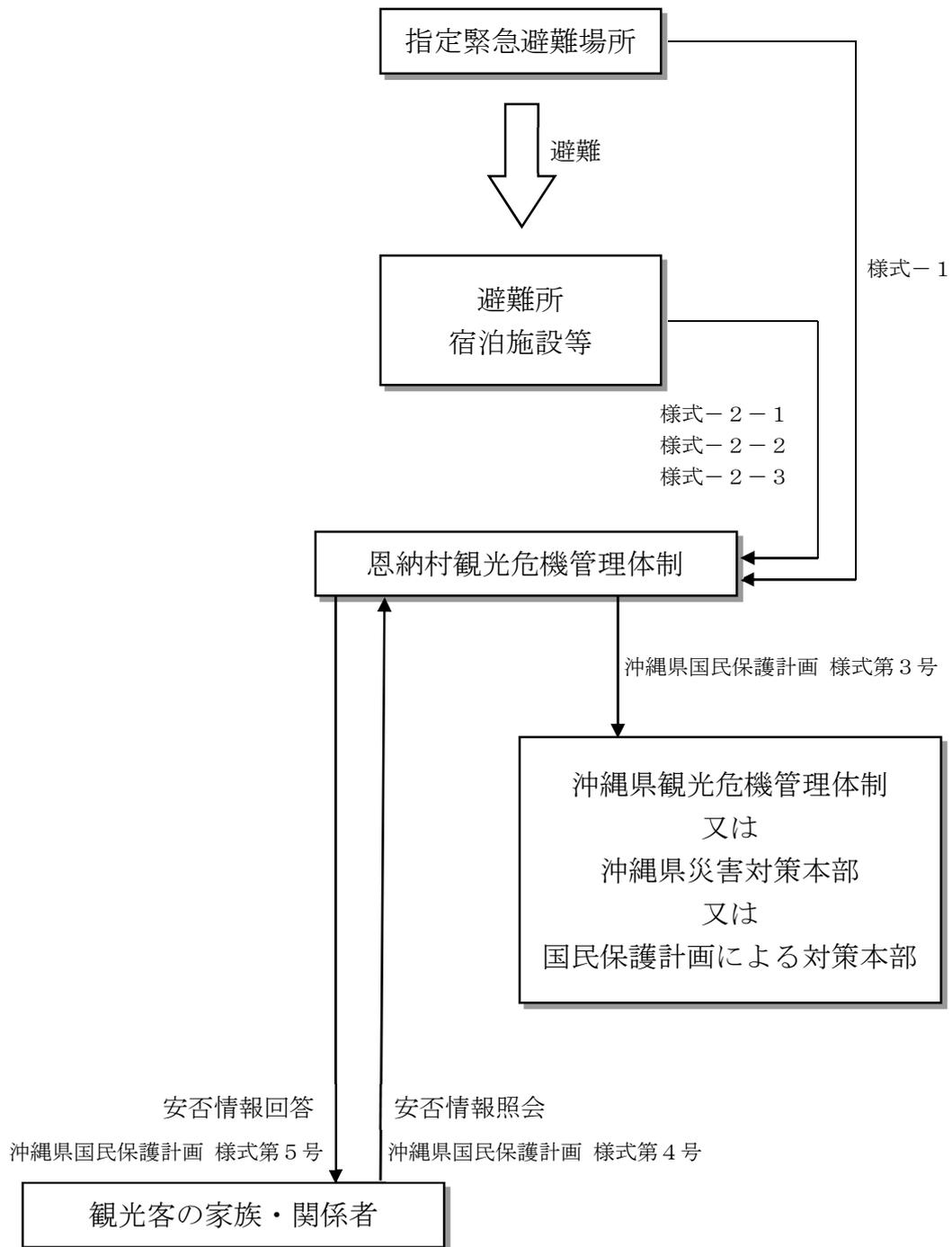
名称	所在地	連絡先	洪水	集中豪雨	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	指定避難所との重複
名嘉真公民館	名嘉真60	967-8609		○	○				○	
喜瀬武原公民館	喜瀬武原458-1	967-8200	○	○	○	○	○	○	○	○
安富祖公民館	安富祖120	967-8620			○		○		○	
瀬良垣公民館	瀬良垣299	966-2752	○	○			○		○	
太田公民館	瀬良垣2517	966-2720	○	○	○		○		○	
恩納公民館	恩納2524	966-8120	○	○	○	○	○	○	○	○
南恩納公民館	恩納6325	966-8117	○	○	○	○	○	○	○	
谷茶公民館	谷茶1141-1	966-8326	○	○		○	○	○	○	
富着公民館	富着164-1	964-3598	○	○	○				○	
前兼久公民館	前兼久116-1	964-2820	○		○				○	
仲泊公民館	仲泊40	964-2711	○		○				○	
山田公民館	山田2698	964-3217	○	○	○	○	○	○	○	○
真栄田公民館	真栄田47	964-3594	○	○	○	○	○	○	○	
塩屋公民館	真栄田1510	965-0314	○	○	○				○	
宇加地公民館	真栄田3056-1	965-2764	○	○	○		○		○	

(2) 指定避難所

名称	所在地	連絡先	洪水	集中豪雨	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	指定避難所との重複
恩納村役場	恩納2451	966-1200	○	○	○	○	○	○	○	○
総合保健福祉センター	恩納6302	982-3500	○	○	○	○	○	○	○	○
赤間総合運動公園	恩納7441	966-2656	○	○	○	○	○	○	○	○
安富祖小中学校	安富祖1868-1	967-8923	○	○	○		○		○	○
喜瀬武原小中学校	喜瀬武原458-6	967-8725	○	○	○	○	○	○	○	○
恩納小中学校	恩納6069-1	966-2122	○	○	○		○		○	○
仲泊小中学校	仲泊433	964-2231	○	○	○		○		○	○
山田小中学校	山田997	964-2054	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県民の森	安富祖1770	967-8092	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄科学技術大学院大学	谷茶1919-1	966-8861	○	○	○	○	○	○	○	○
喜瀬武原公民館	喜瀬武原458-1	967-8200	○	○	○	○	○	○	○	○
恩納公民館	恩納2524	966-8120	○	○	○	○	○	○	○	○
山田公民館	山田2698	964-3217	○	○	○	○	○	○	○	○

5-3 観光危機管理様式

初めに、観光危機発生時に使用する様式の使用手順を以下に示す。



(1) 観光危機管理安否等状況報告書(案) 様式-1

以下に事業者が危機発生時に使用する様式を示す。

観光危機管理安否等状況報告書(案)

様式-1

施設名			発信日時	年 月 日 () 時 分	
現在いる場所(大まかな所在地)					
連絡先1		連絡先2		担当者名	
○ 避難時の状況を簡単に教えてください(主な行動)					
○ 避難者数の把握(避難場所等に到着後、恩納村商工観光課へ報告を行う)					
	観光客	従業員	その他	合計	内重傷者
合計人数					
内男性					
内女性					
○ 観光客の特徴について(判明次第、恩納村商工観光課へ報告する)					
	合計人数	内要配慮者	内乳幼児	内ハラル	内アレルギー
合計人数					
内男性					
内女性					
○ 行方不明者・死亡者について					
・今回、お亡くなりになられた方がいれば、その数を教えてください()人					
・施設、または避難途中で取り残された人()人					
→ どこに取り残されていますか?()					
・行方不明者(連絡がつかず、行先が不明な人)()人					
○ 施設、場所の現在の状況を教えてください(全壊、半壊、地割れ、液状化等)					
○ その他気になる事項					
連絡先 恩納村商工観光課 TEL 098-966-1280 FAX 098-966-1045					
メールアドレス shoukou@vill.onna.okinawa.jp					

(3) 観光危機管理避難者名簿（外国人観光客用） 様式-2-2

避難所にて県外観光客の詳細な情報を取りまとめる際に使用する。備蓄や生活必需品の配分の際、アレルギーやハラール、疾病の有無をこの様式にて確認する。

観光危機管理 避難者名簿 外国人観光客用

様式-2-2

施設名		作成者		整理番号						
番号	フリガナ 氏名	性別	現住所	国籍	生年月日	宿泊先	連絡先	死亡又は負傷、 疾病の有無	アレルギー ハラールの有無	備考

(4) 観光危機管理避難者名簿（県内観光客用） 様式-2-3

避難所にて県外観光客の詳細な情報を取りまとめる際に使用する。備蓄や生活必需品の配分の際、アレルギーや疾病の有無をこの様式にて確認する。

観 光 危 機 管 理 避 難 者 名 簿 県 内 観 光 客 用

様式-2-3

施設名	作成者		整理番号					
番号	フリガナ 氏名	性別	生年月日	宿泊先	連絡先	アレルギーの有無	死亡又は負傷、 疾病の有無	備考

(5) 国民保護計画 安否情報報告書 様式第3号

沖縄県観光危機管理体制、沖縄県災害対策本部、または国民保護計画によって設置された対策本部への報告様式を以下に示す。

【様式第3号】

安 否 情 報 報 告 書

報告日時 年 月 日 時 分
市町村名 担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族、同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表	備考

出典：沖縄県国民保護計画

(6) 国民保護計画 安否情報照会書 様式第4号

観光客の家族、関係者等から安否情報の問合せがあった際に使用する様式を以下に示す。

【様式第4号】

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日	
申 請 者			
住所(居所) _____ 氏 名 _____			
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。			
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()		
備 考			
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本	その他()
	その他個人を識別するための情報		
※ 申請者の確認			
※ 備 考			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないでください。

出典：国民保護計画

(7) 国民保護計画 安否情報照会書 様式第5号

観光客の家族、関係者等から安否情報の問合せに対して回答を行う際に使用する様式を以下に示す。

【様式第5号】

安 否 情 報 回 答 書

殿	年 月 日 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答 します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
備 考		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。